



瑞穂市民憲章

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります



撮影場所:屋川

お問い合わせ先

瑞穂市役所 巢南庁舎 環境水道部 下水道課

〒501-0392 瑞穂市宮田300番地2

TEL: 058-327-2114

FAX: 058-327-2127

Eメールアドレス: gesui@city.mizuho.lg.jp

瑞穂市ホームページ: <http://www.city.mizuho.lg.jp>

瑞穂市の

下

豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります

水

道

瑞穂市

未来に届けたい 瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を

清流、長良川や揖斐川をはじめ、大小16本もの川が流れる瑞穂市。
 かつて輪中と呼ばれる水郷地帯だったこの地域には、数多くの水路が張り巡らされています。
 市内を流れる川や水路は、「瑞穂」(稲穂がみずみずしく育っている様子)の名が示すように、
 豊かな実りをもたらし、また、暮らしに潤いを与え続けてきました。
 しかし、現在、残念ながら市内の川や水路は、家庭からの生活排水などにより、
 水質の悪化が進んでいる状況にあります。また、汚れた水を処理する污水処理施設も、
 他市町村と比べて普及が遅れており、
 健全な水環境を取り戻すために、できる限り早い対策が求められています。
 このパンフレットには、現在、本市で整備を進めている下水道や浄化槽など、
 污水処理施設の概要をまとめました。
 瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を、未来に届けられるよう、
 市民のみなさまには、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



「豊かな水と緑あふれる美しいまちづくり」のため
下水道事業にご協力をお願いします♪

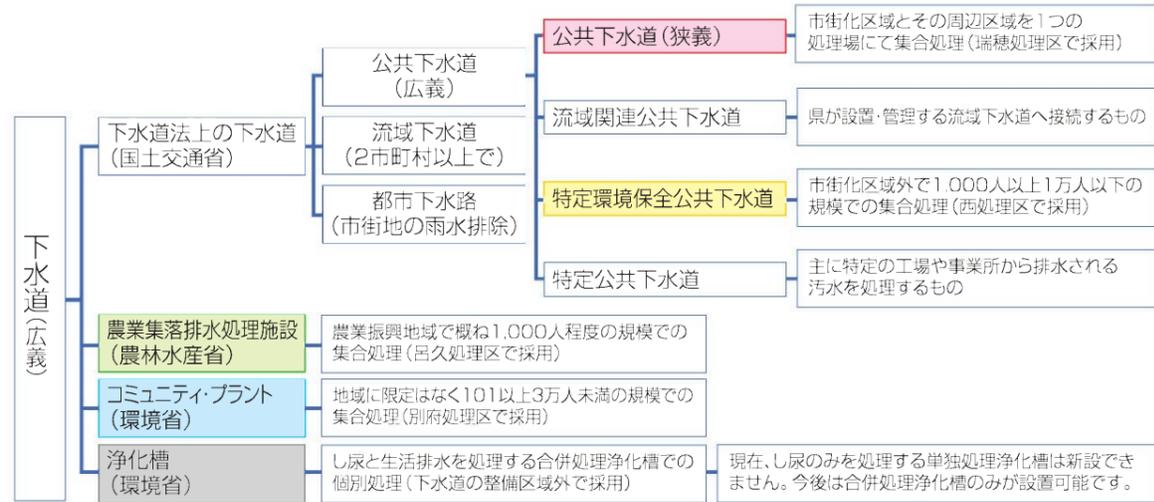
目次	CONTENTS
■ 下水道の種類と整備方針	3
■ 瑞穂市污水処理施設整備構想図	4
■ 下水道の財源と下水処理のしくみ	5
■ 下水道施設の状況	6
■ 受益者負担金(分担金)と排水設備	7
■ 排水設備工事の流れ	8
■ 接続促進制度	9
■ 下水道の使用料と正しい使い方	10

下水道の種類と整備方針

瑞穂市汚水処理施設整備構想図

【下水道の種類】

一般に、生活排水を処理する「下水道」と呼ばれるものには様々な種類があり、法的には次のように区分されています。



※色付きの事業は、次ページ「瑞穂市下水道基本構想図」と対応しています。

【下水道の整備方針】

瑞穂市では、西処理区を特定環境保全公共下水道、呂久処理区を農業集落排水処理施設、別府処理区をコミュニティ・プラントにて整備していますが、下水道(汚水の集合処理)の普及率は、県内においてかなり遅れています。また、市内の河川や水路は生活排水などによる汚濁が進んでいる状況にあります。このような状況を改善するために、地域性及び下水道と浄化槽の特性を活かした効率的な汚水整備が求められます。

汚水処理施設の整備予定区域を定めるため、平成20年度に「瑞穂市下水道基本構想」を策定し、市街化区域とその周辺に隣接する区域を「公共下水道(瑞穂処理区)」で整備し、それ以外の区域は「浄化槽」で整備する方針としました。平成28年度には国が示した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月)」を基に基本構想の見直しを行い、「瑞穂市汚水処理施設整備構想」を策定し、整備区域の一部見直しを行いました。

瑞穂処理区においては、平成27年4月に「都市計画決定」を行い、令和元年度に「瑞穂市公共下水道全体計画(見直し)」の策定及び「事業計画」の法定手続きを経て事業に着手し、早期の供用開始を目指しています。

また、浄化槽整備区域については、浄化槽設置整備事業補助金制度により設置を促進します。



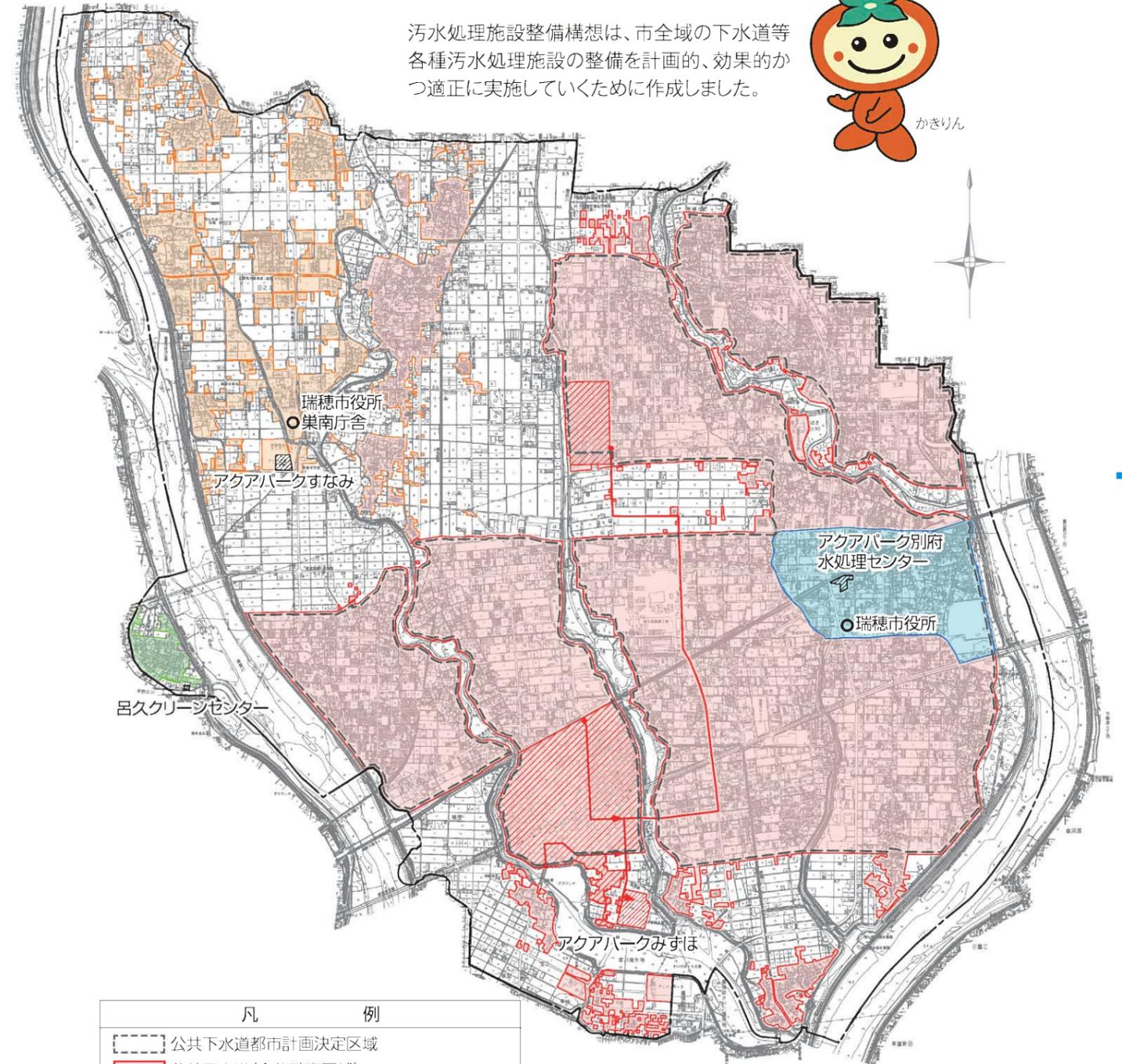
公共下水道整備を推進します。



浄化槽設置を推進します。



汚水処理施設整備構想は、市全域の下水道等各種汚水処理施設の整備を計画的、効果的かつ適正に実施していくために作成しました。



凡 例	
	公共下水道都市計画決定区域
	公共下水道(全体計画区域)
	公共下水道(事業計画区域)
	公共下水道(事業計画 幹線管渠)
	公共関連特定環境保全公共下水道(事業未着手)
	特定環境保全公共下水道(事業済み)
	農業集落排水処理施設(事業済み)
	コミュニティ・プラント(事業済み)
	浄化槽(着色のない範囲)

(平成30年3月策定構想図)

公共下水道で処理する区域は、家屋立地の状況等を考慮して事業実施の段階で適宜見直すことがあります。

下水道の財源と下水処理のしくみ

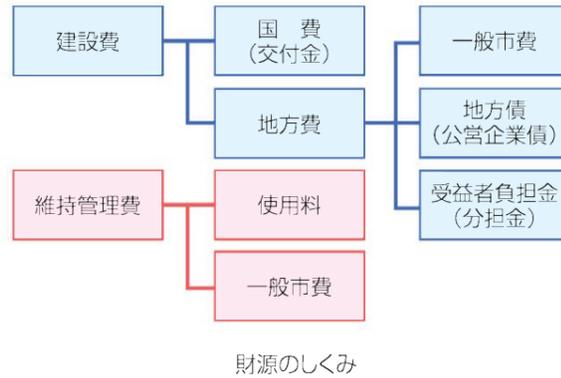
下水道施設の状況

【下水道の財源は?】

下水道の整備には多額の建設費を必要としますが、この費用は、国の交付金、地方債、受益者負担金(分担金)及び一般市費によって賄われます。

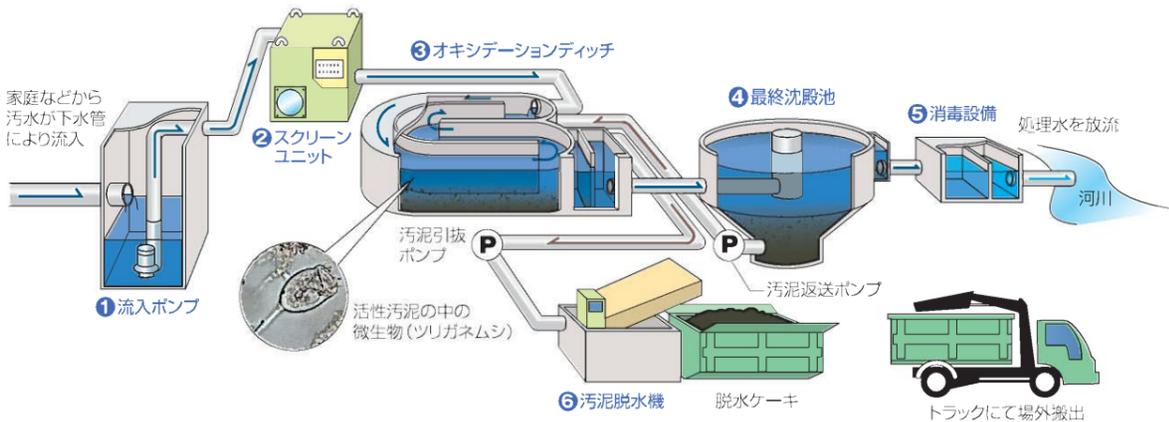
地方債とは、市が下水道を作るための借入金であり、起債ともいい、家を建てる時の住宅ローンのようなものです。時間をかけて支払うことで、その施設を使用する多くの方に公平に建設費を負担してもらうための工夫です。

また、処理場を運転管理する費用や管渠の清掃などの維持管理に必要な費用は、下水道使用料と一般市費により賄われます。



財源のしくみ

【下水処理のしくみ(アクアパークすなみの場合)】



①流入ポンプ

家庭などから下水道管によって処理場に運ばれた汚水は、まず流入ポンプ槽に入ります。ポンプでくみあげてスクリーンユニットに送ります。

②スクリーンユニット

生物処理を行う前に、スクリーンによって汚水に含まれる大きなゴミなど取り除く前処理を行います。(オキシデーションディッチ法の場合は最初沈殿池が省略されます。)

③オキシデーションディッチ

オキシデーションディッチは長円形や馬蹄形の無終端水路の反応タンクであり、汚水に微生物を多く含んだ活性汚泥をくわえて空気を吹き込むことで微生物の働きが活発になり下水中の有機物を栄養分として繁殖し汚濁物を沈みやすい固まりにします。

④最終沈殿池

反応タンクで沈みやすくなった活性汚泥はこの池で沈められ、処理水と分けられます。沈んだ汚泥の一部は反応タンクに戻され、余った汚泥は汚泥処理に送られます。

⑤消毒設備

最終沈殿池の上澄み水を、紫外線により消毒してから川に放流します。

⑥汚泥脱水機

オキシデーションディッチで発生した余剰汚泥は、汚泥脱水機で脱水されます。脱水された汚泥は脱水ケーキといい、場外搬出して有効利用されたり処分に使われます。

【整備済み施設】

■特定環境保全公共下水道(西処理区)

事業着手年度	平成9年度(平成16年供用開始)
計画処理面積	134.7ha
計画処理人口	3,960人
計画汚水量	1,940m ³ /日(日最大)
処理施設名称	アクアパークすなみ
施設の所在地	瑞穂市大月地内
敷地面積	10,200m ²
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出



アクアパークすなみ

■農業集落排水処理施設(呂久処理区)

事業着手年度	平成6年度(平成9年供用開始)
計画処理面積	9.5ha
計画処理人口	700人
計画汚水量	189m ³ /日(日平均)
処理施設名称	呂久クリーンセンター
施設の所在地	瑞穂市呂久地内
敷地面積	886m ²
水処理方式	JARUS-III型
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出



呂久クリーンセンター

■コミュニティ・プラント(別府処理区)

事業着手年度	平成13年度(平成15年供用開始)
計画処理面積	96.4ha
計画処理人口	6,350人
計画汚水量	3,293m ³ /日(日最大)
処理施設名称	アクアパーク別府水処理センター
施設の所在地	瑞穂市別府地内
敷地面積	7,358m ²
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出



アクアパーク別府水処理センター

【整備予定施設】

■公共下水道(瑞穂処理区) ※瑞穂市公共下水道全体計画(令和元年度)より

計画処理面積	1,286.5ha
計画処理人口	51,056人
計画汚水量	約19,600m ³ /日(日最大)
処理施設名称	アクアパークみずほ
施設の所在地	瑞穂市牛牧地内
敷地面積	約42,000m ²
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出



[完成イメージ図]

アクアパークみずほ

受益者負担金(分担金)と排水設備

排水設備工事の流れ

【受益者負担金(分担金)とは?】

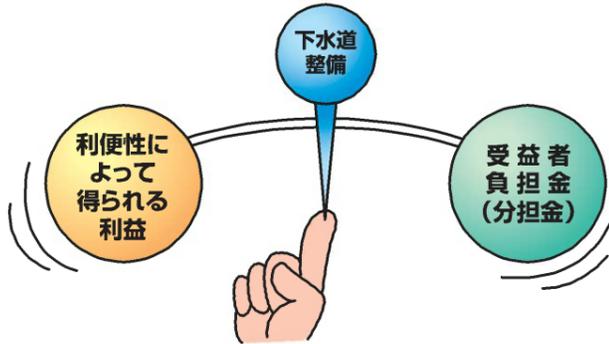
下水道が整備される区域では、土地の利便性が高まり、下水道が整備されない区域の方との間に不公平が生じます。そこで利益を受ける区域の方々に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金(分担金)です。また、受益者負担金(分担金)を納めていただく方々は、土地又は建物の所有者の方になります。

現在実施している事業では、受益者分担金を納めていただいております。その額は右記のとおりです。(平成21年3月現在)

事業名:特定環境保全公共下水道
農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント

区分	金額
A:一般住宅(専用住宅)	15万円
B:A以外の建物(共同住宅・店舗・事務所及び併用住宅)	15万円に建物床面積200平方メートルを超える1平方メートル当たり440円を乗じて得た額を加算した額

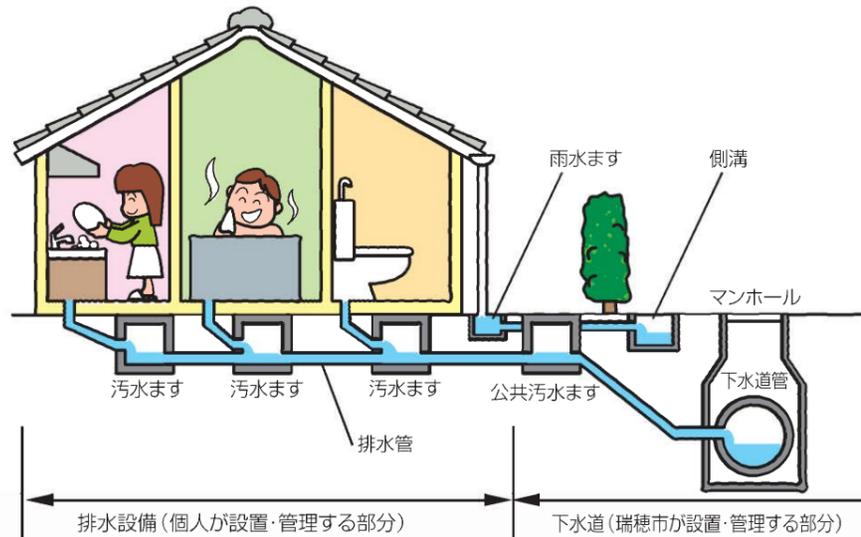
※納付方法は各事業により異なりますので下水道課へお問い合わせください。



【排水設備とは?】

排水設備とは、台所やお風呂、洗面、トイレ等より排出される汚水を、市が設置した下水道へ流すための排水管や汚水ますのことです。この排水設備は、個人で補修・点検などの管理もしていただけます。

雨水については、汚水と完全に分離して従来と同様に側溝などに流します。



排水設備工事の費用は個人負担になります。市では指定工事店制度を採用しており、排水設備工事は、その指定工事店でないとできません。工事にあたっては、事前に業者と打ち合わせを行い、工法・金額・工事期間など十分に検討してください。

1 工事の依頼

指定工事店の中から業者を選定し、業者とよく話あったうえで、工事を依頼して下さい。

2 工事の申請

排水設備等計画確認申請書に必要事項を記入し、市へ提出します。(指定工事店が代行します。)

3 工事内容の検査結果

申請内容を市が審査し、受益者分担金納入確認後に、排水設備等計画確認通知書が交付されます。

4 工事着手

工事に着手後、速やかに排水設備等工事着手届を市へ提出します。

5 完了届

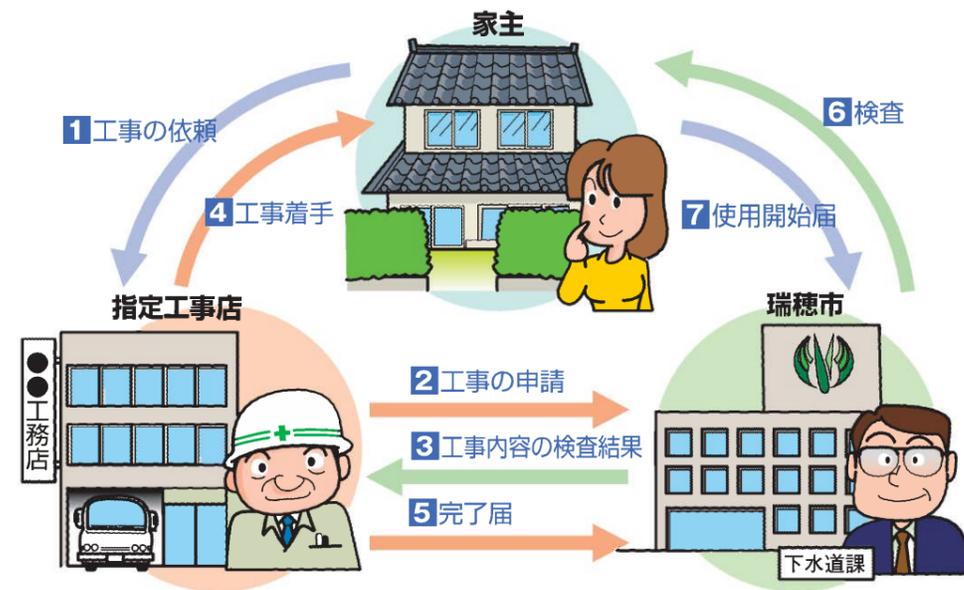
排水設備工事が完了すると、排水設備等工事完了届を市へ提出します。(工事完了後、5日以内)

6 検査

完成した排水設備を市が現地検査し、合格すると排水設備等工事検査済証が交付されます。

7 使用開始届

市へ使用開始届を提出し、下水道の使用が可能になります。



1 排水設備は速やかに設置しましょう。

台所、風呂場、洗濯などで使われた排水を道路側溝や水路に流している方は、遅滞なく排水設備を設置して下水道に接続して下さい。(下水道法第10条)

2 くみ取り便所は3年以内に水洗化しましょう。

処理区域内のくみ取り便所は、処理開始の日から3年以内に水洗トイレに改造して下さい。(下水道法第11条の3)

3 新築・改築するときは、下水道に切り替えましょう。

処理区域内では、水洗トイレでなければ建物の新築・改築をすることはできません。(建築基準法第31条)

接続促進制度

供用開始区域内にお住まいの方は、排水設備の設置、水洗便所への改造をしていただくこととなりますが、排水設備工事にかかる費用は個人負担となります。そこで、みなさんの負担を少しでも軽減するために、接続促進制度を設けています。

① 融資あっ旋及び利子補給制度

排水設備の改造工事を行う方に対して、市が協定を結んだ金融機関をあっ旋し、その金融機関から工事に必要な資金の融資を受けた場合、償還金の利子分の全額を市が補給する制度です。

融資あっ旋額	20万円以上100万円以下で1万円単位
償還方法	毎月元利均等
借入期間	1年以上5年以内
借入の利率・利子	市と金融機関の協定による
補給の額	利子の全額

■対象者

- 新たに下水道に接続する者であること。(新築を除く。)
- 供用開始の告示を行った区域における建築物の所有者又は改造工事の土地及び建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- 市税、負担金、使用料等を滞納していない者であること。

■手続き

申請書を市へ提出してください。提出された書類を市が審査し、承認した場合、金融機関にあっ旋します。

② 助成金制度

下水道に接続するために、排水設備の改造工事を行った方に対して、助成金を交付する制度です。

助成金の額 5万円

■条件

- 供用開始の告示の日から2年以内に改造工事の検査に合格した者であること。
- 排水設備工事の検査に合格した者であること。
- 市税、負担金、使用料等を滞納していない者であること。

次の場合は対象となりません。

- 新築に伴う工事
- 共同住宅に伴う改造工事
- 瑞穂市浄化槽設置整備補助金の交付を受けていた場合

■手続き

排水設備の工事の検査に合格した後、速やかに、申請書を市へ提出してください。

下水道の使用料と正しい使い方

【下水道使用料とは?】

公共下水道を使用されますと、流した汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただくこととなります。下水道使用料は、汚水処理施設・ポンプ場の運転管理や下水道管の清掃・補修など、下水道施設の維持管理にあてられます。

下水道使用料は、上水道の使用水量に応じて算出され、2か月に一度、水道料金とあわせてお支払いしていただきます。奇数月の末日が納期限です。

●下水道使用料表(基本使用料・超過使用料)

※下記金額に消費税及び地方消費税が加算されます。

基本使用料 (1月につき)	超過使用料 (1月の基本水量を超えた1m ³ につき)			
基本水量 10m ³ 以下	20m ³ 以下	20m ³ を超え50m ³ 以下	50m ³ を超え90m ³ 以下	90m ³ を超えるもの
1,600円	150円	160円	170円	180円

●メーター使用料(井戸水使用の場合)

※下記金額に消費税及び地方消費税が加算されます。

口 径	使用料(1月につき)	口 径	使用料(1月につき)
13mm	50円	65mm	1,300円
20mm	120円	75mm	
25mm		200円	100mm
30mm	250円	125mm	
40mm	500円	150mm	

【下水道の正しい使い方】

下水道の間違った使用は下水道管を詰まらせたり、処理機能を妨げます。正しく使いましょう。

台所の流し台に、てんぷら油や野菜くずを流さないで下さい。

浴室や洗面所の排水口にたまった髪の毛などは流さずに取り除いて下さい。

トイレでは、トイレペーパー以外の紙や異物(紙オムツ・タオルなど)を流さないようにして下さい。

洗濯をする時は、環境にやさしい石鹸や無りん洗剤を使いましょう。

ますなどの中に土砂やゴミを捨てないで下さい。

ご家庭の排水設備は定期的に点検して下さい。

